

# ご融資の決定以降のお手続の流れ

- 借入者の方、保証人の方は、それぞれ○の付いている項目を必ずご確認ください。
  - ご不明な点については、取扱店までお気軽にご相談ください。
-

1 ご契約の手続	借入者の方	保証人の方
	○	○

- ❑ 取扱店から依頼するご契約の手続に必要な書類を整備して、契約予定日の2週間前までにご提出ください。
- ❑ 提出書類の不足、記入漏れ及び不備に十分お気をつけください。契約期限までに手続が完了しない場合は、ご融資の決定は取消となります。

2 ご返済の手続	借入者の方	保証人の方
	○	

- ❑ ご返済は、原則として預金口座からの引落とし（自動振替）となります。
- ❑ 万が一、ご返済が遅れた場合は、遅延損害金をお支払いいただきます。

3 担保設定（該当する方のみ）	借入者の方	保証人の方
	○	○

- ❑ お客様からご提供いただく担保の内容については、「日本政策金融公庫資金（農林水産事業）借入手続のご案内」をご覧ください。
- ❑ 抵当権の設定登記が必要な場合は、管轄法務局で手続を行ってください。
- ❑ ご契約までに取得している物件は、抵当権の設定登記を確認した後、借入金を送金します。融資対象物件などご契約後に取得する物件は、取得後速やかに必要な書類を整備の上、抵当権の設定登記を行ってください。
- ❑ 担保としてご提供いただいた資産について、公庫の承諾なく現状を変更したり、担保に差し入れたり、賃貸又は譲渡することはできません。

## 4 借入金の送金

借入者の方

保証人の方

○

- 取扱店から依頼する借入金の送金に必要な書類を整備して、送金予定日の2週間前までにご提出ください。
- 借入金は、ご契約と同時又はご契約後に取扱店がお預かりし、担保設定を確認した後に、原則として一括で送金いたします
- 借入金の送金が可能な期間は、ご契約日から12か月以内です。

## 5 事業費の支払い～事業完成

借入者の方

保証人の方

○

- お客様から請負業者への事業費の支払いは、現金払いではなく、口座振込等で行ってください。
- 事業費の支払いが完了したら、速やかに支払証拠書類を提出してください。ご契約日から15か月以内に支払証拠書類の提出がない場合、借入金の一部又は全部についてご返済いただくことがあります。
- 借入申込時の計画から事業内容又は資金調達の方法を変更する場合は、必ず取扱店までご連絡ください。決められた用途以外に借入金を使用した場合又は事業計画の変更手続をせずに計画以外の事業若しくは用途に借入金を使用した場合は、その使用した額又は借入金の全額をご返済していただきます。
- ご契約日から24か月を超えて計画を変更することはできません。

## 6 保証にあたっての留意事項

借入者の方

保証人の方

○

### (連帯保証人の方)

- 借入者の方のご返済が滞ったときは、借入者の財産の差押え又は借入者への返済の請求がなくても、連帯保証人の方にご返済いただくこととなります。
- 保証契約の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等、保証契約を見直す可能性があります。
- 保証債務の整理について「経営者保証に関するガイドライン」に則った整理を申し立てた場合には、公庫はガイドラインに基づき誠実に対応するよう努めます。この場合、連帯保証人の方の資産状況等を勘案して保証履行の範囲が定められます。

### (根抵当権による物上保証人の方)

- 根抵当権は、借入者の方の一切の借入金（借入者の方が継続して借入した場合を含む。）につき極度額の範囲内で担保していただくものです。

## 7 取扱店にご報告いただく事項

借入者の方

保証人の方

○

○

- 借入金のご返済が完了するまでの間は、税務申告後速やかに決算関係書類をご提出ください。また、訪問などにより、経営状況を確認させていただくことがあります。
- 繰上返済をご希望の場合は、必ず取扱店にご相談ください。ご利用いただいている資金及び利率によっては、繰上償還手数料をお支払いいただくことがあります。
- 公庫にお届けいただいている氏名、名称（商号）、住所、電話番号、代表者、資本金等が変更になったときは、必ず取扱店までご連絡ください。